

徳島県告示第九十三号の三

令和二年徳島県告示第三百二十三号（自動車税の環境性能割の証紙及び自動車税の種別割の証紙の売りさばき人を指定した件）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から施行する。

令和八年三月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

「第五十二条及び」、「自動車税の環境性能割の証紙及び」及び「の種別割」を削る。